

関東ブロック老人福祉施設連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は関東ブロック老人福祉施設連絡協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(構 成)

第2条 この協議会は、関東各都県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県及び当該地域の政令指定都市（以下、「関東ブロック各都・県・政令市」という。）の老人福祉施設協議会及びデイサービスセンター協会をもって構成する。老人福祉施設の運営及びサービスの向上を図りもって老人福祉事業の発展に寄与することを目的とする。

(目 的)

第3条 この協議会は関東ブロック各都・県・政令市の老人福祉施設及びデイサービスセンターの団体（以下、それぞれ「老施協」、「デイ協」という。相互の連絡調整を行うとともに老人福祉施設の運営及びサービスの向上を図りもって老人福祉事業の発展に寄与することを目的とする。

(事務所の所在地)

第4条 この協議会の事務所は会長の所属する都、県、政令市の団体に置く。

(事 業)

第5条 この協議会の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

1. 老人福祉に関する情報交換並びに連絡調整
2. 老人福祉に関する調査研究並びに協議
3. 老人福祉に関する研修
4. 老人福祉に関する政策提言
5. その他必要な事項

(代表者会の構成)

第6条 この協議会は、つぎの各号の者をもって組織する代表者会をおく。

- (1) 第2条に定める老施協及びデイ協の代表者。
- (2) 会長を選出した都・県・政令市については、会長が推薦した者で代表者会の議を得た者。
- (3) 会長が必要と認めた場合、代表者会の議を得て委嘱する者若干名。

(代表者会)

第7条 代表者会は、この協議会最高の意思決定機関とし、役員の選出、事業計画、予算並びに事業報告、決算、協議会会則の改正、その他協議会の重要事項を審議する。

2. 代表者会は必要に応じて老人福祉行政主管部課の職員の参加を求めることができ

る。

3. 代表者会は、年2回以上会長がこれを招集し議長となる。

4. 代表者会は、代表者の3分の2の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2をもって決定する。

(役員)

第8条 この協議会につきの役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名

2. 会長は、代表者会において互選により選出する。

3. 副会長は、会長が老施協及びデイ協の代表者から各2名を指名し代表者会において承認する。

(会長、副会長)

第9条 会長は、この協議会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第11条 役員会は、代表者会に付議する事項で予め協議する必要を認めたとき、または重要な事項を協議する必要を認めたとき開催することができる。

(監事)

第12条 この協議会に監事2名をおく。

2. 監事は、代表者会の中から2名を会長の推薦により、代表者会において選任する。

3. 監事は、この協議会の業務及び会計を監査し、代表者会において報告する。

4. 監事の任期は、第10条による役員任期とする。

(相談役)

第13条 この協議会に3名以内の相談役をおくことができる。

2. 相談役は、会員の中から会長が推薦し、代表者会において承認する。

3. 相談役は、会長の求めに応じ協議会の運営等について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4. 相談役任期は、第10条による役員任期とする。

(事務局)

第14条 この協議会に事務局を設ける。事務局は会長を選出した構成団体の中に置く。

(研究総会)

第15条 研究総会は、この協議会傘下の全施設職員及び各都・県・政令市の老施協、デイ協事務局関係者並びに老人福祉行政主管課職員、その他の関係者の参加者により開催し、老人福祉に関する諸問題につき研究討議し、その成果を老人福祉の増進と老人福祉施策に反映するよう努める。

2. 研究総会は、当番都・県・政令市の構成団体代表者が実行（運営）委員長となり運営処理する。

3. 研究総会は、別表「関東ブロック老人福祉連絡協議会関係会議当番都・県・市一覧表」に従い当番都・県・市毎に開催する。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は事業遂行上必要な調査研究を行うため設置することができる。

(会計年度)

第17条 この協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会の収入)

第18条 この協議会の収入は、構成団体分担金、助成金、都・県・政令市の補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(構成団体分担金)

第19条 構成団体は分担金を負担する。構成団体分担金については代表者会において毎年度毎に定め、各構成団体毎に一括して事務局に送金するものとする。

(会則の変更)

第20条 この会則を変更しようとするときは、代表者会において決定するものとする。

(細部の決定)

第21条 本会則に規定されない事項及び運営上の細部については、この協議会の趣旨にそい、代表者会で協議のうえ定める。

付 則

1. この協議会は、昭和62年4月1日より施行する。
2. この協議会の施行と同時に、「関東ブロック老人福祉施設連絡協議会規約」は廃止する。
3. この会則（新第21条）の改正は、平成2年4月1日より施行する。
4. 第7条から第22条の改正は、平成3年11月6日より施行する。
5. この会則の改正は、平成13年8月14日より施行する。
6. この会則（新第14条挿入）の改正は、平成19年8月3日より施行する。
7. この会則の改正は、平成20年4月1日より施行する。